

労災診療費算定基準の一部改定について (令和8年6月1日以降の診療に適用) 主な改定箇所一覧

1 再診料 1,430円 (金額の引き上げ) (下線が改定箇所)

- ア 一般病床の病床数200床未満の医療機関及び一般病床の病床数200床以上の医療機関の歯科、歯科口腔外科において再診を行った場合に1,430円を算定できるものとする。
- イ 健保点数表(医科に限る。)の再診料の注3に該当する場合については、720円を算定できる。
- ウ 歯科、歯科口腔外科の再診について、他の病院(病床数200床未満に限る)又は診療所に対して、文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当該医療機関を受診した場合の定額負担料(健康保険における選定療養費)を傷病労働者から徴収した場合は1,030円とする。

2 療養の給付請求書取扱料 2,200円 (金額の引き上げ) (下線が改定箇所)

労災保険指定医療機関等において、「療養(補償)等給付たる療養の給付請求書(告示様式第5号又は第16号の3)」を取り扱った場合(再発を除く。)に2,200円算定できる。

「療養(補償)等給付たる療養の給付請求書(告示様式第5号又は第16号の3)」以外にも、文書料の金額が引き上げられております。
主な様式については下記にて、その他の様式については右記QRコードよりご確認ください。



▲様式の文書料一覧

《主な様式の文書料》

- 休業(補償)給付支給請求書(様式第8号および様式16号の6) **2,200円**
- 診断書(障害(補償)等給付請求用)(様式第10号および様式16号の7に添付する診断書) .. **6,000円**

3 職業復帰訪問指導料 (対象職種 of 拡大)

医師の指示を受けて訪問指導を行う職種に言語聴覚士を追加したものであること。

4 リハビリテーション情報提供加算 (対象職種 of 拡大)

医師の指示を受けてリハビリテーションの情報提供を行う職種に言語聴覚士を追加したものであること。

5 入院時食事療養費 (金額の引き上げ)

食事療養費	① ②以外の食事	② 流動食のみ	③ 特別食加算	④ 食堂加算
入院時食事療養(I)	880円	800円	90円	60円
入院時食事療養(II)	720円	660円		

6 入院室料加算の地域区分 (甲地の変更)

令和8年3月5日付け保医発0305第7号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の[別添3第8の別紙1-1及び1-2]に基づく区分となること。

▶ 入院室料加算
地域区分



7 職場復帰支援・療養指導料（対象職種の拡大、加算点数の追加）（下線が改定箇所）

- I 医師の指示を受けて職場復帰のために必要な説明及び指導を行う職種に言語聴覚士を追加したものであること。
- II 「職場復帰支援・療養指導料」の内容を拡充して、高年齢被災労働者(60歳以上)に対して、就労に当たっての療養上必要な指導事項及び就労上必要な指導事項を記載した「指導管理箋」を交付した場合には150点を加算できるものとしたこと。

ア 傷病労働者(入院治療後通院療養を継続しながら就労が可能と医師が認める者又は入院治療を伴わず通院療養を2か月以上継続している者で就労が可能と医師が認める者。下記イからエについて同じ。)に対し、当該労働者の主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師若しくはソーシャルワーカーが、就労に当たっての療養上必要な指導事項及び就労上必要な指導事項を記載した「指導管理箋(別紙様式1~4)」を当該労働者に交付し、職場復帰のために必要な説明及び指導を行った場合に月1回に限り算定できるものとする。また、高年齢被災労働者(60歳以上)に対して、就労に当たっての療養上必要な指導事項及び就労上必要な指導事項を記載した「指導管理箋(別紙様式3の2又は4の2)」を交付した場合には150点を加算できるものとする。



◀ 別紙様式3の2
又は4の2
指導管理箋
ダウンロードページ

イ (以下、省略)

8 社会復帰支援指導料（加算点数の追加）（下線が改定箇所）

「社会復帰支援指導料」の内容を拡充して、高年齢被災労働者(60歳以上)に対して、個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた具体的な指導等を行った場合に100点を加算できるものとしたこと。

3か月以上の療養を行っている傷病労働者に対して、治ゆが見込まれる時期及び治ゆ後における日常生活(就労を含む。)上の注意事項等について、医師が指導を行い、診療費請求内訳書の摘要欄に、指導年月日及び治ゆが見込まれる時期を記載した場合に、同一傷病労働者につき、1回に限り130点を算定できるものとする。

また、高年齢被災労働者(60歳以上)に対して、別紙様式6の2の指導項目に基づき、個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた具体的な指導等を行った場合に100点を加算できるものとする。当該指導は、別紙様式6又は6の2の指導項目に基づいて行うこととし、算定にあたっては、別紙様式6又は6の2に必要事項を記載して診療録に添付することとする。



◀ 別紙様式6
又は6の2
指導項目
ダウンロードページ